

改正 平成13年3月26日規則第8号 平成17年3月28日規則第13号  
平成18年3月23日規則第8号 平成27年12月24日規則第60号  
平成29年5月29日規則第29号

長野県個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

長野県個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号。以下「条例」という。)の規定に基づき、知事が保有する個人情報の保護について、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第2条 条例第2条第4号の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された知事が別に定める文字、番号、記号その他の符号

ア 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項の被保険者証

イ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項の被保険者証

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして知事が別に定める文字、番号、記号その他の符号  
(要配慮個人情報)

第3条 条例第2条第5号の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(1) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の知事が別に定める心身の機能の障害があること。

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
  - (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- (個人情報取扱事務登録簿)

第4条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号によるものとする。

2 条例第3条第1項第11号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 知事の事務部局の他の個人情報取扱事務において収集した個人情報を利用する場合には、当該個人情報を収集した組織の名称及び当該個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報を電子計算機により処理する場合には、その旨  
(開示請求書)

第5条 条例第11条第1項の請求書は、自己情報開示請求書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第11条第1項第4号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求をする者の電話番号
- (2) 記録情報の本人の住所(開示請求をする者の住所と異なる場合に限る。)
- (3) 代理人が開示請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別
- (4) 法定代理人が開示請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別
- (5) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由
- (6) 希望する開示の方法  
(口頭による請求)

第6条 条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

(本人確認に必要な書類等)

第7条 条例第11条第2項の記録情報の本人又はその代理人であることを示す書類は、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法令の規定に基づき交付された書類であって当該開示請求をする者が記録情報の本人又はその代理人であることを確認するに足りるもの(やむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示請求をする者が記録情報の本人又はその代理人であることを確認するため知事が適当と認める書類)で開示請求をする者の氏名が記載されているもの及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類とする。

- (1) 法定代理人が開示請求をする場合 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
- (2) 委任による代理人が開示請求をする場合 特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書

2 開示請求をした代理人は、開示の前又は開示を拒む旨の決定の前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を知事に届け出なければならない。

(条例第19条第1項及び第2項の実施機関が定める事項等)

第8条 条例第19条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項及び第2項の意見書は、記録情報の開示に係る意見書(様式第3号)によるものとする。

(開示の方法)

第9条 条例第20条第2項のその他実施機関が定める方法は、記録情報を転記した書面の交付とする。ただし、条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報に限る。

2 条例第20条第2項のその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
  - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

- ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、知事はその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの（オに掲げる方法にあつては、条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報に限る。）
  - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
  - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
  - ウ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために知事が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
  - エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複製したものの交付
  - オ 記録情報を転記した書面の交付

(写し等の交付費用)

第10条 条例第22条の実施機関が定める費用は、別表のとおりとする。

(訂正請求書)

第11条 条例第24条第1項の請求書は、自己情報訂正請求書（様式第4号）によるものとする。

2 条例第24条第1項第3号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 訂正請求をする者の電話番号
- (2) 訂正請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容
- (3) 記録情報の本人の氏名及び住所（訂正請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に限る。）
- (4) 代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別
- (5) 法定代理人が訂正請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別
- (6) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由

(利用中止請求書)

第12条 条例第32条第1項の請求書は、自己情報利用中止請求書（様式第5号）によるものとする。

2 条例第32条第1項第3号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用中止請求をする者の電話番号
- (2) 利用中止請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容
- (3) 記録情報の本人の氏名及び住所(利用中止請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に限る。)
- (4) 代理人が利用中止請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別
- (5) 法定代理人が利用中止請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別
- (6) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成3年10月1日から施行する。

(事務処理規則の一部改正)

2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成13年3月26日規則第8号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第13号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日規則第60号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日規則第29号）

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

(別表) (第10条関係)

| 公文書の種別         |                                     | 写し等                       | 金額                      |
|----------------|-------------------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 1 文書又は図画       | (1) 文書又は図画<br>((2)及び(3)に該当するものを除く。) | 複写機により複写したもの              | 1枚につき10円(多色刷りにあつては、20円) |
|                | (2) マイクロフィルム                        | 用紙に印刷したもの                 | 1枚につき10円                |
|                | (3) 写真フィルム                          | 印画紙に印画したもの                | 作成に要する費用に相当する額          |
| 2 電磁的記録        | (1) 録音テープ又は録音ディスク                   | 録音カセットテープに複写したもの          | 1巻につき120円               |
|                | (2) ビデオテープ又はビデオディスク                 | ビデオカセットテープに複写したもの         | 1巻につき140円               |
|                | (3) (1)及び(2)以外の電磁的記録                | ア 用紙に出力したもの               | 1枚につき10円                |
|                |                                     | イ フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの | 1枚につき70円                |
| ウ 光ディスクに複写したもの |                                     | 1枚につき90円                  |                         |

(備考) 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

(様式第1号)

(第4条関係)

(様式第2号)

(第5条関係)

(様式第3号)

(第8条関係)

(様式第4号)

(第11条関係)

(様式第5号)

(第12条関係)